

平成28年度 労働基準監督官採用試験について

労働基準監督官 を募集します



労働基準監督官は、労働条件の確保・改善、労働災害の防止又は職業性疾病の予防等を図るために、臨検監督や司法警察権限の行使等の取組を行う厚生労働省の専門職員です。

インターネット受付期間

平成28年 **4/1** (金) 9:00～ **4/13** (水) 受信有効

申込専用アドレス [<http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>]

採用予定者数

- 労働基準監督 A (法文系) 約 **160** 名
- 労働基準監督 B (理工系) 約 **40** 名

試験日

- 第1次試験 平成28年 **5/29** (日)
- 第2次試験 平成28年 **7/13** (水) **14** (木) **15** (金)
- 最終合格発表 平成28年 **8/22** (金)

労働基準監督官の主な仕事

臨検監督

労働基準法、労働安全衛生法などの法律に基づいて、定期的にあるいは働く人からの申告・相談などを契機として、工場や事務所などに立ち入り、機械・設備や帳簿などを検査して関係労働者の労働条件について調査を行います。法律違反が認められた場合には事業主などに対し、その改善を指導するほか、危険性の高い機械・設備などについてはその場で使用停止などを命ずる行政処分を行います。

司法警察事務

労働基準法、労働安全衛生法などには罰則が設けられています。事業主などがこれらの法律に違反し、度重なる指導にもかかわらず是正を行わない場合など重大または悪質な事案について、労働基準監督官は刑事訴訟法に基づき、特別司法警察員として取調べなどの任意捜査や捜索・差押、逮捕などの強制捜査を行い、検察庁に送検します。

安全衛生業務

労働安全衛生法などに基づき、職場における安全衛生管理体制の確立、働く人の危険または健康障害を防止するための措置などを講じるよう指導、情報提供などを行います。また、ボイラー、クレーンなどの危険な機械については、製造許可や検査を行ったりします。さらに働く人に重度の健康障害を生ずるおそれのある化学物質など有害物が製造されていないか調査を行うこともあります。

労災補償業務

労働者災害補償保険法に基づき、働く人の業務上の事由または通勤による負傷、疾病、傷害、死亡などに対して、請求された個々の事案ごとに被災者や職場関係者などからの聴き取り、事実関係を把握するための関係資料の収集および実地調査を行います。また、必要に応じて、主治医や専門家から医学的な意見を求めた上で、審査を行い、保険給付を行っています。また、事業主から労働保険料の徴収を行うなど労働保険適用徴収業務も行っています。

◎労働基準監督の仕組み

